

令和 年度 特別区民税・都民税申告書付表
(上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択用)

年1月1日現在の住所	江東区	整理番号 ※職員記入欄	
フリガナ		日中繋がる 電話番号	
氏名			印

該当する項番(1または2)に○を付けてください。

1	所得税の確定申告書に記載した上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について、特別区民税・都民税においては全て申告不要制度を選択します。
2	上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について、特別区民税・都民税においては下記の所得として申告します。

(1) 特定口座(源泉徴収有)についての課税方式の選択

証券会社等の名称	収入金額	所得金額	源泉徴収(特別徴収) された住民税の額	特別区民税・都民税 の課税方式
	譲渡	円	円	<input type="checkbox"/> 申告不要とする <input type="checkbox"/> 申告分離課税
	利子		円	<input type="checkbox"/> 申告不要とする <input type="checkbox"/> 申告分離課税*
	配当		円	<input type="checkbox"/> 申告不要とする <input type="checkbox"/> 総合課税 <input type="checkbox"/> 申告分離課税
	譲渡	円	円	<input type="checkbox"/> 申告不要とする <input type="checkbox"/> 申告分離課税
	利子		円	<input type="checkbox"/> 申告不要とする <input type="checkbox"/> 申告分離課税*
	配当		円	<input type="checkbox"/> 申告不要とする <input type="checkbox"/> 総合課税 <input type="checkbox"/> 申告分離課税
	譲渡	円	円	<input type="checkbox"/> 申告不要とする <input type="checkbox"/> 申告分離課税
	利子		円	<input type="checkbox"/> 申告不要とする <input type="checkbox"/> 申告分離課税*
	配当		円	<input type="checkbox"/> 申告不要とする <input type="checkbox"/> 総合課税 <input type="checkbox"/> 申告分離課税

* 利子所得は申告分離課税のみ選択できません(総合課税を選択することはできません。)

注1 対象となる上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、所得税15.315%と住民税5%の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収(特別徴収)されているものです。これらの所得について、特定口座ごとに課税方式を選択できます。
注2 特定口座(源泉徴収有)内において譲渡損失と配当所得等が損益通算されている場合、配当所得等のみを申告不要とすることはできません。
注3 確定申告に含まれる譲渡損失は、申告不要の選択対象にはならないので申告に含める必要があります。同一特定口座内で配当所得等と損益通算をした結果、口座内全体でプラスとなった場合のみ、配当所得等と併せて申告不要とすることが可能です。

(2) 特定口座以外の配当等(源泉徴収有)についての課税方式の選択*

支払者等の名称	1回に支払いを受けるべき 配当所得等の金額	源泉徴収(特別徴収) された住民税の額 (配当割)	特別区民税・都民税 の課税方式
	円	円	<input type="checkbox"/> 申告不要とする <input type="checkbox"/> 総合課税 <input type="checkbox"/> 申告分離課税
	円	円	<input type="checkbox"/> 申告不要とする <input type="checkbox"/> 総合課税 <input type="checkbox"/> 申告分離課税
	円	円	<input type="checkbox"/> 申告不要とする <input type="checkbox"/> 総合課税 <input type="checkbox"/> 申告分離課税

注1 特定口座以外において生じた上場株式等に係る配当所得等(源泉徴収有)については、1回に支払いを受けるべき配当等の額ごとに課税方式を選択できます。

※ この付表は、**住民税の納税通知書が送達される前に**特別区民税・都民税(住民税)申告書と一緒に提出してください。
※ 提出の際は、年間取引報告書等の写しを添付してください。
※ 申告内容について確認させていただく場合がございます。内容確認ができない場合、確定申告書のとおり課税させていただきますので、ご了承ください。